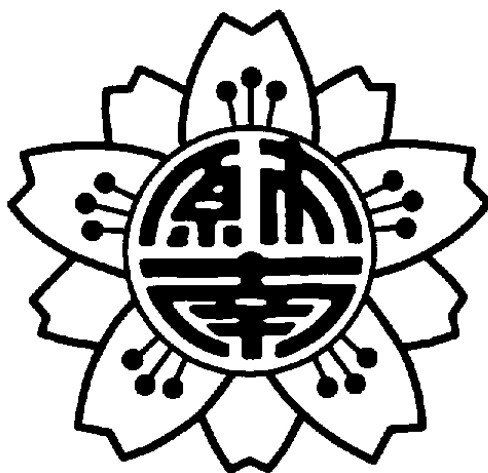


危機管理マニュアル

令和5年度 改訂



上尾市立原市南小学校

目 次

1	原市南小学校 危機管理対応マニュアル……	1
2	地震発生時の対応……	2
3	火災発生時の対応……	3
4	不審者侵入による緊急事態発生時の対応……	4
5	児童の事故（傷病）災害発生時の対応……	5
6	児童の問題行動（暴力行為・自殺） 発生時の対応……	6
7	自殺予告情報入手時の対応……	7
8	食中毒発生時の対応……	8
9	教師による体罰発生時の対応……	9
10	自然災害発生（予報確認）時の対応……	10
11	弾道ミサイルへの対応……	11

原市南小学校 危機管理対応マニュアル

学校における危機管理

学校教育に関して生じ得る事件や事故そのものを防止し、あるいは、その被害を最小限に食い止めるための措置（予防措置）、及び、生じてしまった事件や事故に対する善後策に関する経営行為である。

危機管理の原則

迅速な対応、状況の把握、的確な判断、報告である。

基本的な対応の方針

- (1) 児童の生命の尊重、人権の尊重を考えて対応にあたる。
- (2) 校長を中心とした学校体制で、全教職員の共通理解のもと、協議で対応にあたる。
 - 「危機管理対応マニュアル」を必ず一読して、事前に十分対応できるようにする。
 - この資料で原市南小学校全教職員が共通理解し、事態への対応が一本化できるようにする。

緊急時の連絡体制（食中毒、伝染病、傷病など）

- ① 校長又は教頭の許可を受ける。
- ② 医師の手当てを受ける場合…原則として保護者と連絡を取り、保護者が依頼した病院で受診させる。
- ③ 保護者への連絡…一刻も早いほうが望ましいので、児童の連絡先は全教職員が把握しておく。（児童調査票に記載）

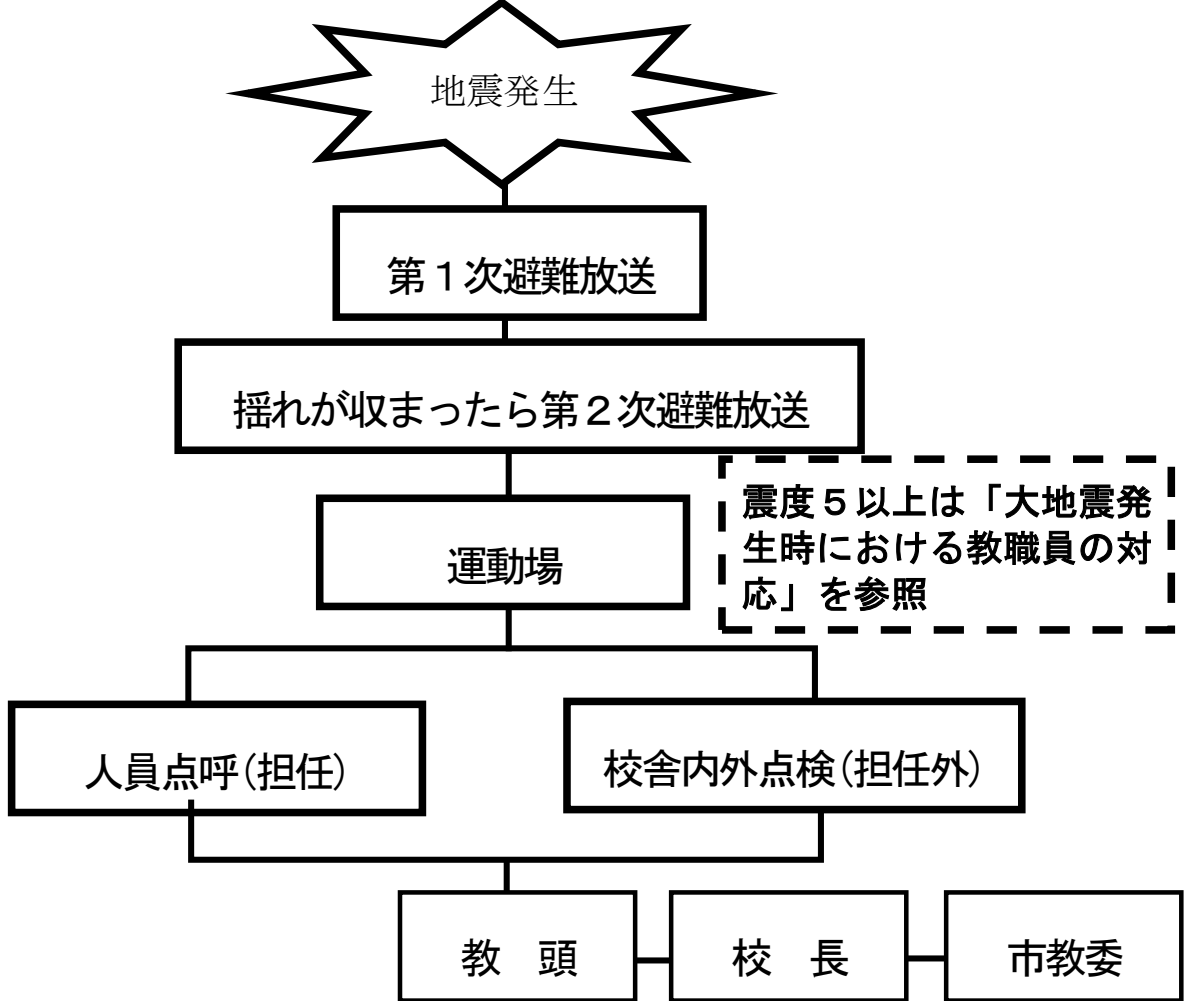
【救急車の依頼（電話）】

- ① 119番通報
- ② 「救急車をお願いします。」
- ③ 通報者名「私は原市南小学校の〇〇です。」
所在地「上尾市原市3990です。」
電話番号「722-2100です。」
- ④ 傷病者の人数、性別、年齢
- ⑤ 傷病の具合（いつ、どこで、どうして、意識の有無など）
- ⑥ 救急車が到着するまでに、こちらでやっておくことがあれば聞いておく。

●AEDは迷わず使用！

●複数の人間で対応！！

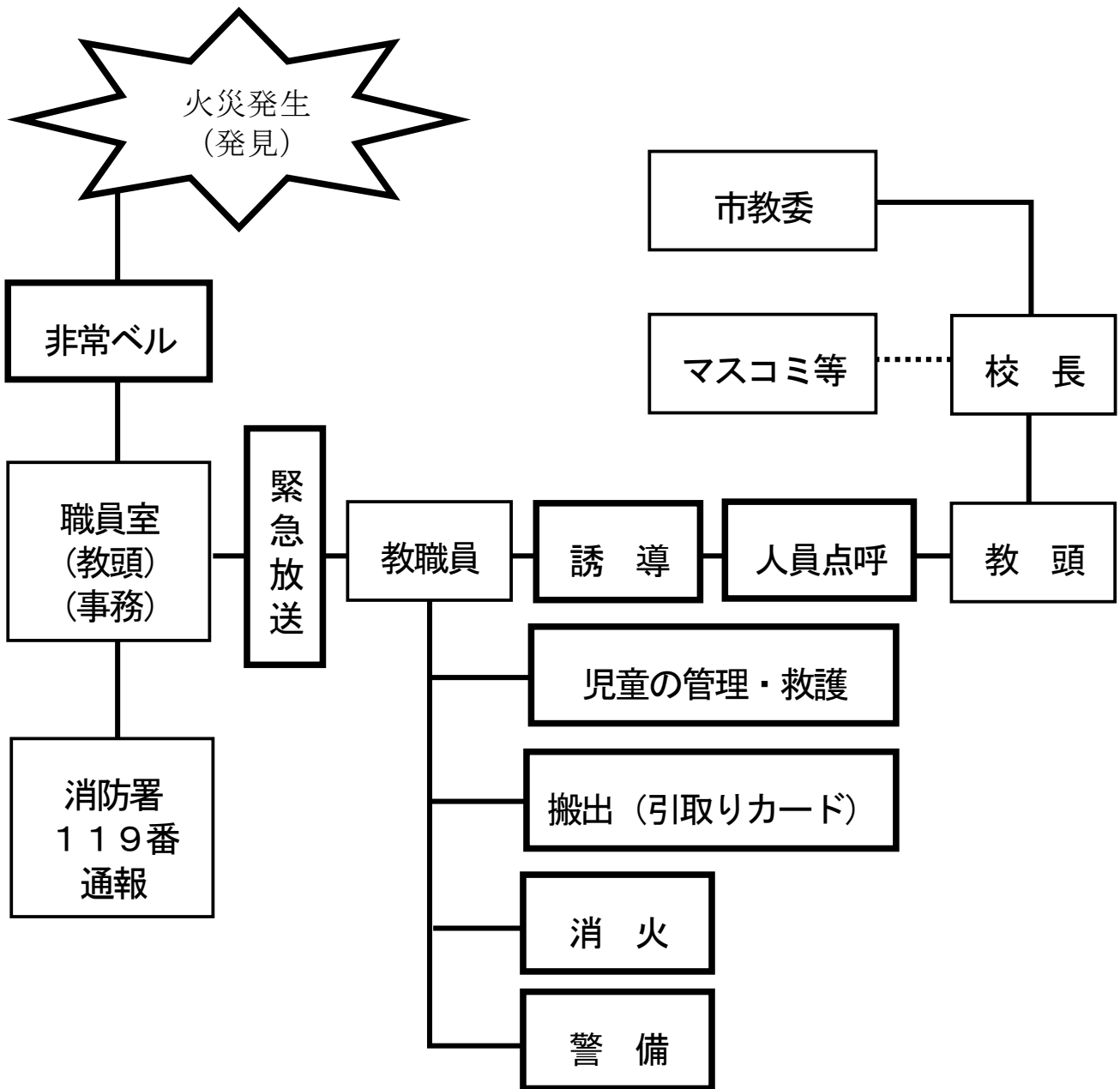
地震発生時の対応



- 1 火を使っているところは、まず火を消す。
- 2 本箱、食器棚等、倒れる恐れのある物がないところへ避難する。
- 3 地震が落ち着いたら、担任が安全確認をしながら、運動場（朝礼台前）に避難させる。
- 4 避難後、人数確認をしたら教頭に報告する。併せて、校舎内外を点検し、安全が確認できた時点で教室に誘導する。
- 5 危険箇所や破損箇所を発見したときは、教頭に報告する。

場 所	避 難 動 作
教室	机の下にもぐる。※体を小さくして机の脚をしっかりとさえる
廊下	近くの教室の机の下にもぐる。※窓や蛍光灯の下から早く離れる
階段	壁際に寄る。※体を小さくして両手で頭を押さえる。
家庭科室	火を消し、机の脇に座る。
理科室	火を消し、机の脇に座る。
体育館	中央に集まり座る。
運動場	中央に集まり座る。

火災発生時の対応



- 1 第1避難場所は、運動場（朝礼台前）とする。
- 2 避難経路は、火災発生場所より遠いところを考える。
- 3 教職員は、児童の安全管理を第一に考えて行動する。

不審者侵入による緊急事態発生時の対応

退去に応じない場合、「110番」通報する。（校内放送、内線で教職員の応援を求める。パトカーのサイレンを鳴らさずに来てもらうことも検討）

市教委への緊急連絡

警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先。児童の安全を守る。（落ち着かせるために別室へ案内、隔離することを試みる）

退去しても、再び立ち入らないか見届ける

関係者以外の学校への立入り

不審者かどうか確認
名札をしているか。不自然な行動、持ち物はないか。
来校した要件を答えられるか

立入りに正当な理由がない
→退去を求める
○相手の態度に注意し、退去するよう丁寧に説明

正当な理由がある
→受付に案内する

退去に応じない場合、「110番」通報
複数の職員が現場へ行く

- 校内放送で、全教職員に対して不審者による緊急事態の発生を知らせる。
「□□で、緊急事態発生！至急、児童を校舎外へ避難させてください。」
- 放送で間に合わないような緊急時には、非常ベルで緊急事態の発生を知らせる。
- 警察・教育委員会に通報する。

授業中

- 児童を教室にとどめ、避難ルートを想定して次の放送を行う。
- 授業以外の職員は、校長・連絡係を残し、携帯電話を持って現場に向かう。

休み時間

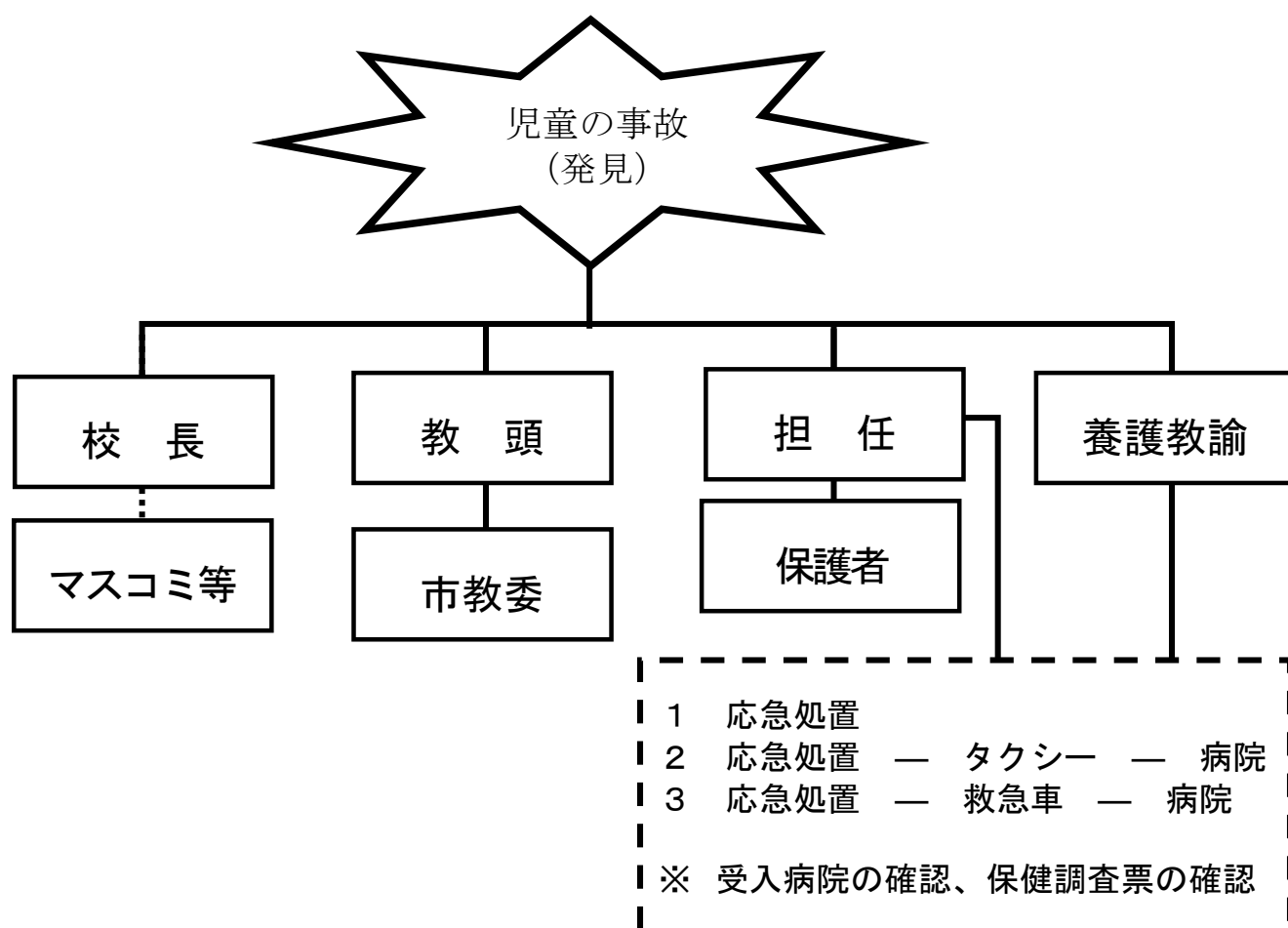
- 担任は教室に向かう。（担任不在時は、他の教員が行く。）
- 児童は運動場へ移動する。
- 担任以外の職員は携帯電話を持って現場に向かう。

不審者退校・警察による身柄確保

- 教育委員会に連絡
- 児童を下校させるかどうか判断する。
- 保護者不在の場合は、学校にとどめるなど安全を確保する。
- 学校メール配信により、現状・今後の対応等を保護者に知らせる。

- 担任は、教室内や教室周辺に児童が残っていないことを確認後、運動場に出て避難児童の確認をする。
- けがをした児童がいる場合
 - ・救急車の要請と応急手当（教頭）
 - ・保護者への連絡（担任）

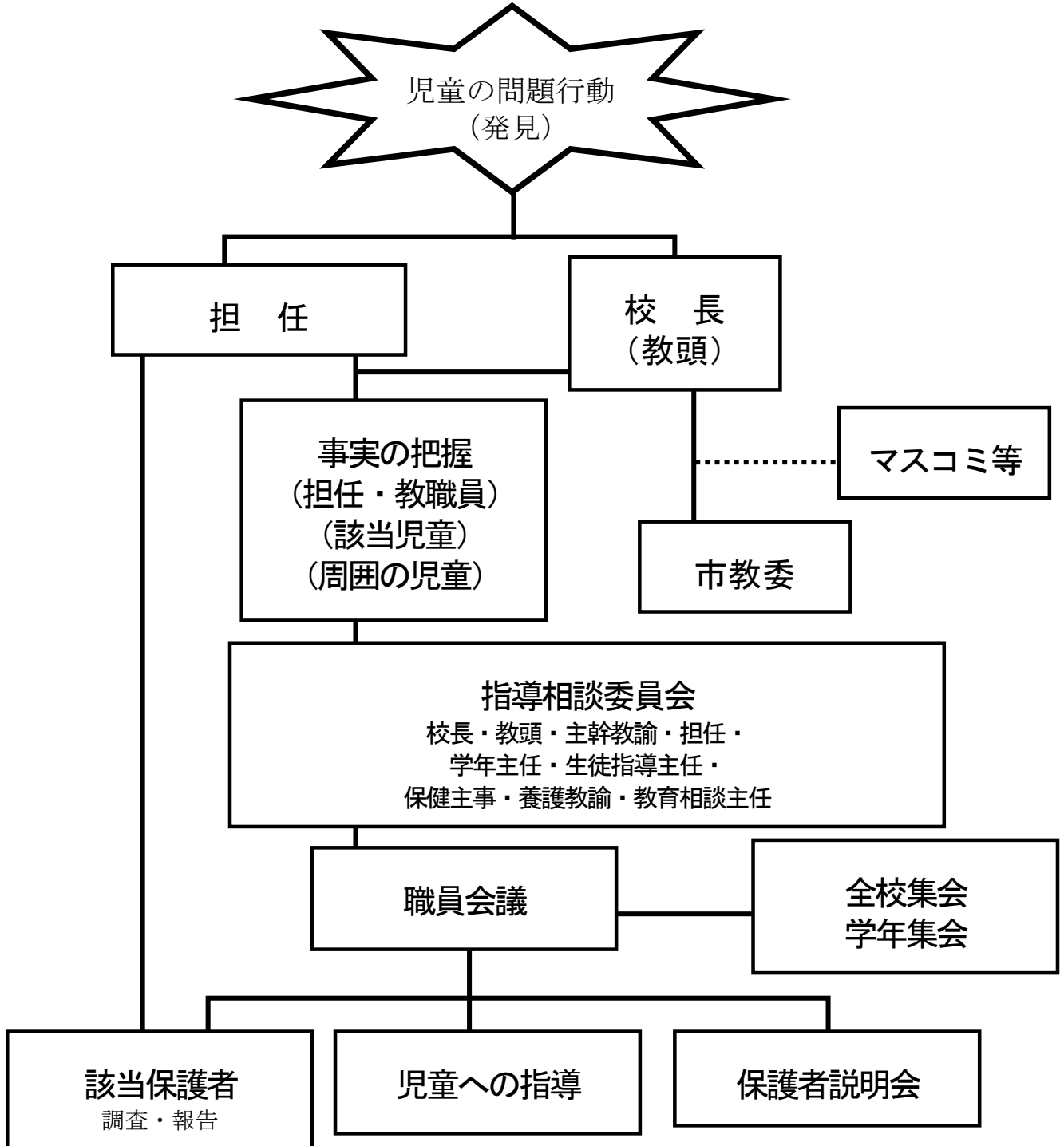
児童の事故(傷病)災害発生時の対応



【対応】

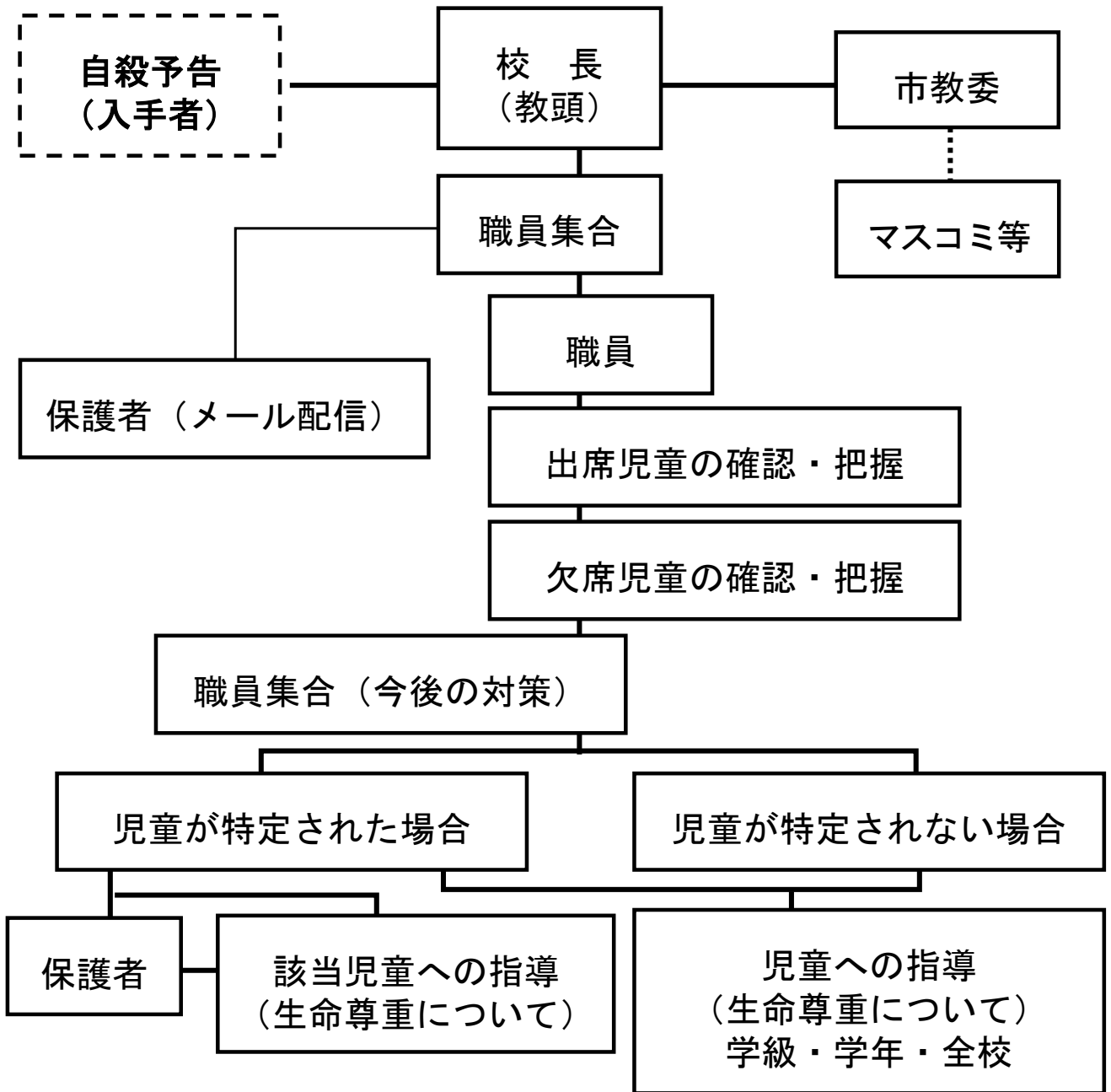
- 1 発見者は、事故時の傷病の症状が軽ければ、保健室に運ぶ。重症と思われるときには、その場において教頭、養護教諭に連絡する。(可能な場合は、他の者が連絡する。)
- 2 養護教諭は、直ちに応急処置を行い、保健調査票からかかりつけの病院を調べ電話で受信の確認をする。担任は、保護者へ症状と行き先の病院名と保険証持参のことを伝える。
- 3 症状により、教頭又は養護教諭がタクシー又は救急車を手配する。
- 4 養護教諭は、保健調査票と携帯電話を持参し、病院へ移送する。治療が長引くときは、途中、学校へ経過を報告する。
- 5 養護教諭不在の時は、担任や他の教職員が対応する。
- 6 教頭は、教育委員会に第一報を入れ、事故報告書を作成し、市教委に送付する。
- 7 新聞社等、マスコミ対応は校長(教頭)が行う。(窓口は一本化する)
- 8 現場の写真を撮影しておく。

児童の問題行動(暴力行為・自殺)発生時の対応



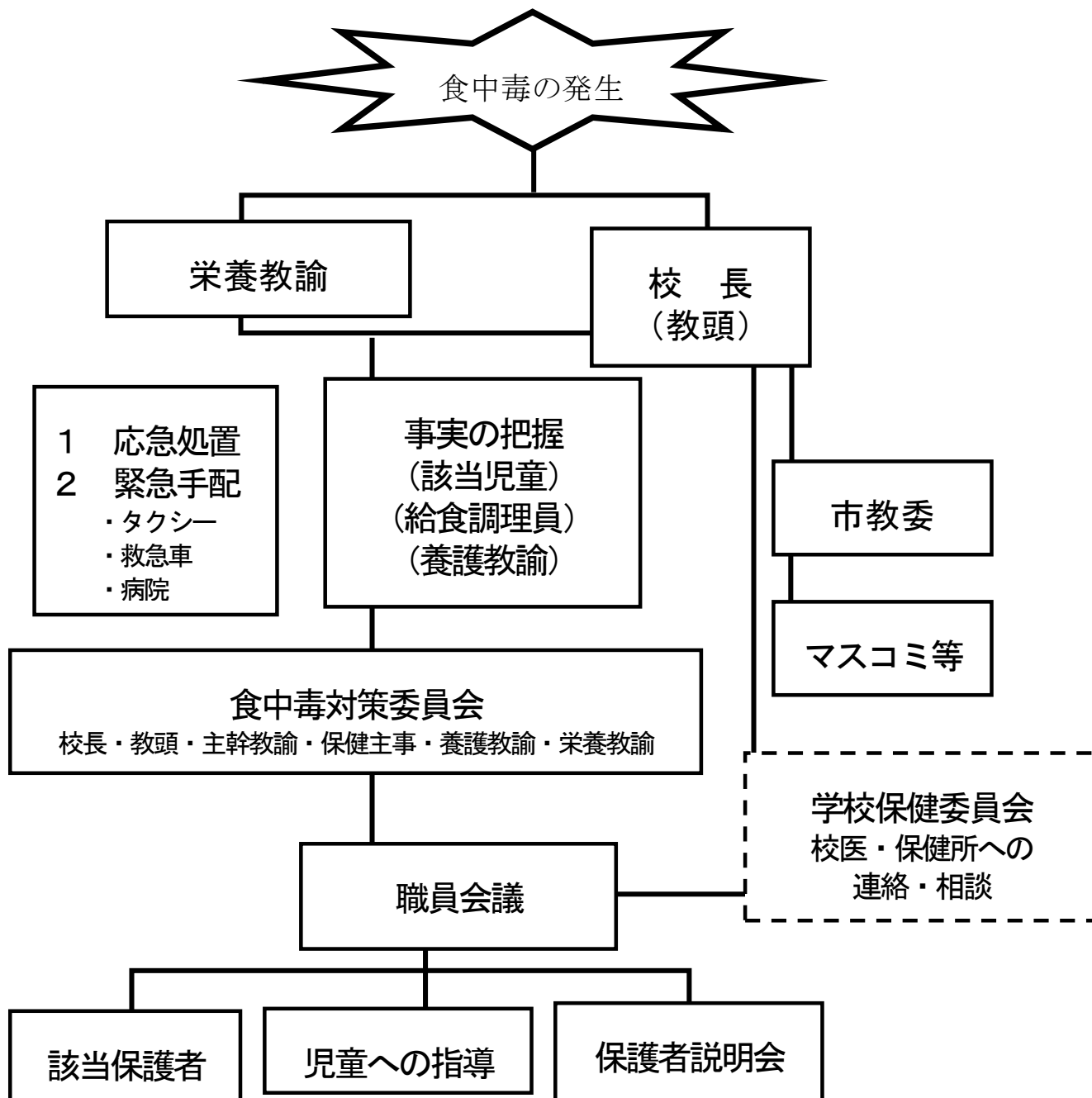
- 1 問題行動等を発見した者・連絡を受けた者は、すぐに現場へ行き、問題行動を把握・阻止する。
- 2 担任は、事実の把握を慎重に行う。必ず複数で対応する。記録をとる。
- 3 職員会議終了後、指導の経過や対応策について保護者に連絡する。必要に応じて集会を開く。
- 4 担任は家庭訪問を行い、校長・教頭に報告する。
- 5 いじめ・問題行動の内容によっては、小中連携を図り、対応策を協議する。
- 6 相手がいる場合、内容により判断し、教頭・担任か保護者が児童に同行して謝罪する。
- 7 児童の名前が安易に外部に漏れないよう、また、個人情報の守られるよう配慮する。

自殺予告情報入手時の対応



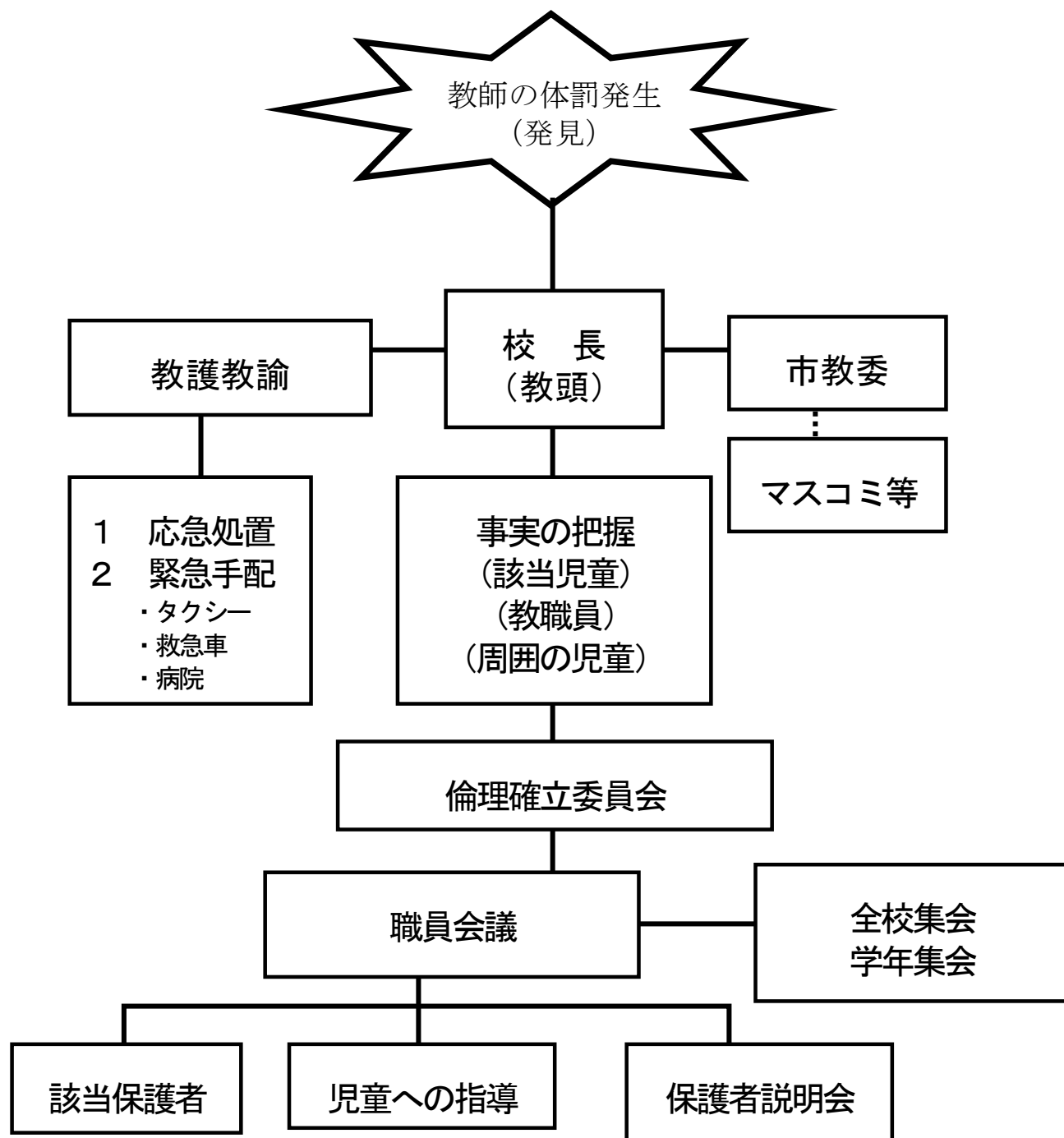
- 1 担任は、児童の出席状況を確認するとともに、児童の心身の健康状態の観察を行う。気になる児童には、個別指導を行う。
- 2 担任は、欠席児童の様子を電話で確認するとともに、児童が一人にいるときは、保護者に連絡し、家庭訪問を行う。
- 3 児童の状況把握後、職員集合を行い、児童の様子を報告する。
- 4 勤務時間外に自殺予告があった場合、連絡網で全教職員に連絡し、教職員は学校に集合する。
- 5 事後指導として、生命慎重について指導する。

食中毒等発生時の対応



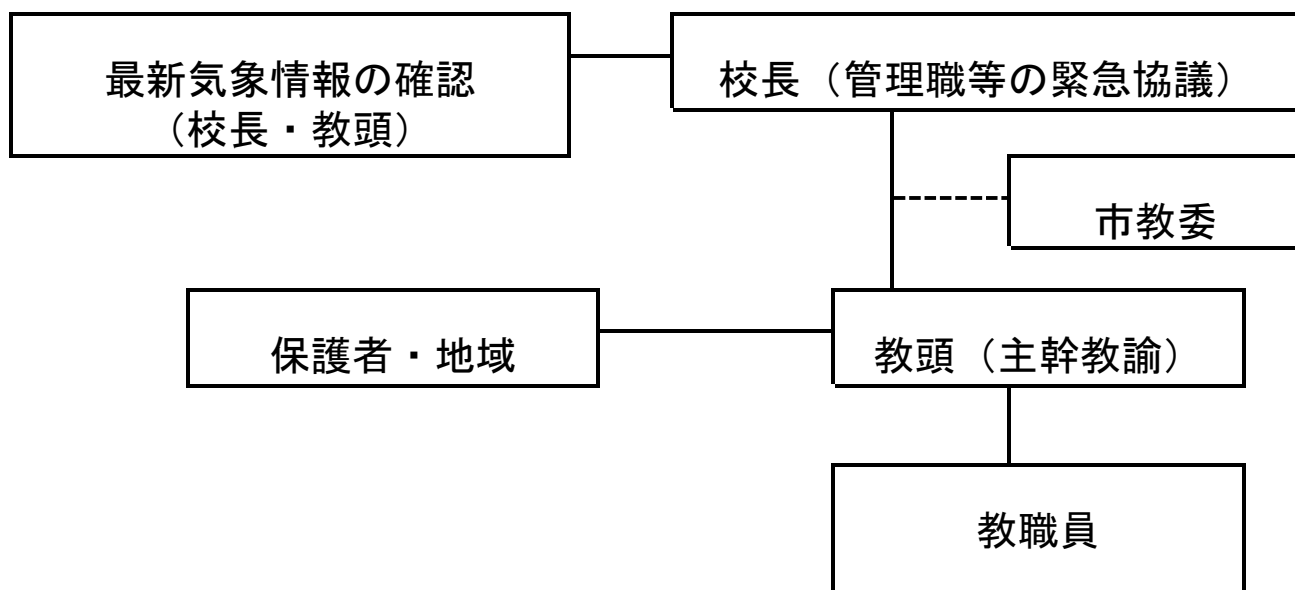
- 1 発見者は、本人の症状が軽ければ保健室に連れて行く。症状が重い場合は、その場で養護教諭に連絡する。その後、直ちに校長、教頭に連絡する。
- 2 養護教諭は直ちに応急処置を行い、保健調査票によりかかりつけの病院を調べ、電話で受診の受入を確認してタクシーの手配を行う。症状が重い場合は救急車を要請する。
- 3 担任は、家庭へ連絡して症状を伝え、かかりつけの病院名を調べ、保険証持参について伝える。
- 4 養護教諭は、保健調査票、携帯電話を持参して病院へ移送する。治療が長引くときは、途中で校長・教頭に経過報告をする。
- 5 養護教諭が不在のときは、担任及び教頭が行う。
- 6 校長は、食中毒が発生した事実を確認し、適切な処置をとり、市教委へ報告して指導を仰ぐ。
- 7 校医、保健所の指導のもと、学校保健委員会で今後の対応策を考え、校長の指導の受けて全教職員共通理解のもとに児童の指導を行う。
- 8 新聞社等マスコミへの対応は校長（教頭）が行う。（窓口の一本化）

教師による体罰発生時の対応



- 1 一人で解決しようとはせず、組織的に迅速に対応する。
- 2 周囲の教員は、体罰が疑われると判断した場合、躊躇せずに当該教諭に話をす。また、校長・教頭に報告する。
- 3 児童が負傷したときは、直ちに養護教諭に連絡し、応急処置を行う。
- 4 状況の把握は複数の教員で行うとともに、周囲の児童からも情報提供を受ける。
- 5 校長・教頭・担任は、保護者に直接会って、今後の対応について真摯に説明するとともに、信頼回復の努力を行う。

自然災害発生（予報確認）時の対応



【児童在宅時の対応】

警報等	授業	対 応
・台風接近 ・暴風警報 ・竜巻注意報 ・記録的短時間大雨情報	中止	①朝6：30の段階で暴風警報、記録的短時間大雨情報等が発令された場合は、休校または自宅待機とし、配信メール及び地域の連絡網を使って家庭に連絡する。 前日に想定できる場合は、前日に文書を配布する。
	実施	①すぐに警報が解除され、午前・午後に授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③教職員・PTA 地域等の見守り等で安全を確認する。
・大雨・洪水警報 ・強風注意報 ・大雨・洪水注意報	実施	①各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ②通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、配信メール、学級連絡網を使って、学級担任が保護者へ連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。

【在校時の対応】

警報等	授業	対 応
・台風接近 ・暴風警報 ・竜巻注意報 ・記録的短時間大雨情報	中止	①校長、教頭は気象情報や交通情報を定期的に確認する。 ②教職員が安全を確認し、下校させる。下校は集団下校とする。 ③安全な下校が困難と判断される場合、必ず学校待機とする。天候により保護者に連絡して、迎えを依頼する。 ④必要により担任等が帰宅確認をする。
	平常	①原則は、平常授業とする。 ②校長、教頭は、これまでの降雨量や今後の気象情報、地域の実情に応じて注意報段階でも下校を検討する。
・大雨・洪水警報 ・強風注意報 ・大雨・洪水注意報	平常	①原則は、平常授業とする。 ②校長、教頭は、これまでの降雨量や今後の気象情報、地域の実情に応じて注意報段階でも下校を検討する。

弾道ミサイルへの対応

Jアラート発令

放送設備の近くにいる教職員が放送

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中に避難してください。
ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」

教職員

退避行動の指示
自ら身体を守る行動

児童生徒

自ら身体を守る行動

屋内にいる場合

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下へ移動
- カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる。

屋外にいる場合

- できるだけ頑丈な建物に入る。
- 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る。

付近にミサイルが落下した場合

- 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する。

- 口・鼻をハンカチ等で多い、密閉性の高い建物の中、または風上方向へ避難。

●防止・準備

- ・校内の施設設備の安全点検
- ・Jアラートの受信環境の対応
- ・弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施
- ・避難場所の確認
- ・退避行動の確認
- ・行動の基本
「姿勢を低くし、頭部を守る。」